

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

第9期介護保険事業計画策定に関する国の基本指針では、大きな制度変更は盛り込まれず、引き続き、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤として地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることが明記されています。

また、第8期計画と同様に本計画も「湯沢町総合計画（2021-2030）」のもとの策定となります。

こうした状況とともに、前章で確認した現状及び将来推計を踏まえ、そこから導き出された諸課題に対応すべく、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援の各サービスが包括的に提供される「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくことが必要です。

そこで、本計画においても「湯沢町総合計画（2021-2030）」の「基本政策2」であり、第8期の基本理念である「地域で支え合い、笑顔があふれるまちづくり」を基本理念として継続し、本町にある社会資源を最大限活用するとともに、多様な主体が連携・協力しながら、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援が地域ぐるみで行われる体制づくりを推進します。

基本理念

地域で支え合い、笑顔があふれるまちづくり

第2節 基本方針

一人ひとりが自らの健康状態を把握しつつ、主体的な健康づくりを行うことができる地域づくりを促進するとともに、誰もが地域の中で役割を持ち、様々な分野で活躍できる居場所を創出することにより、心身の健康の確保につなげます。

また、多様な主体が連携・協力しながら、一人ひとりの状況に応じた包括的な支援が行われる体制づくりを推進し、誰もがこのまちで自分らしく安心して暮らしていくことができるまちづくりを推進します。

第3節 重点施策

1 主体的な健康づくり活動の促進

様々な機会を通じて、健康に関する正しい知識の普及や意識啓発、健康に関する相談等を行い、一人ひとりの年齢や体力等に応じた自主的な健康づくりを継続して行うことができるよう支援します。

2 地域支え合い体制の強化と生きがい・居場所づくりの推進

地域における福祉課題に対する理解促進を図りつつ、支援が必要な人への見守りや声掛け等が積極的に行われる地域づくりを推進します。また、元気な高齢者をはじめ、多くの町民が福祉の担い手として、意欲や体力等に応じて気軽に活動できる体制づくりを推進します。

就労やボランティア活動、教育活動等において、高齢者が持つ能力や技術を発揮できる場の充実を図ります。また、高齢者が気軽に集い、楽しむことができる拠点を整備するとともに、生きがいづくり活動を行う団体等を支援し、活動の活性化を図ります。

3 相談支援・生活支援体制の充実と在宅医療・介護の連携強化

地域包括支援センターと様々な分野の関係機関・団体や専門職等が連携し、一人ひとりの状況に応じた相談支援体制の充実に努めます。また、医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、町立湯沢病院をはじめ、医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することができる体制づくりを推進します。

支援ニーズに応じたきめ細かな支援につなげる仕組みの構築を図ります。

4 認知症施策の充実・権利擁護の推進と虐待防止対策の強化

認知症に対する理解を深めるための取り組みや地域全体で見守る体制づくり、状況に応じて適切な対応につなげることができるしくみの構築を図り、認知症になっても安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進します。

また、認知症や障がいなどで自己の権利を表明することが困難だったり、判断能力が低下している人の権利を守るため、権利擁護にかかる各種制度の利用を促進するとともに、気軽に相談できる体制の充実に努めます。

さらに、認知症に対する理解促進、介護の孤立防止、高齢者虐待を防止する法令等の周知を図ることにより、虐待の未然防止に努めるとともに、関係機関等に

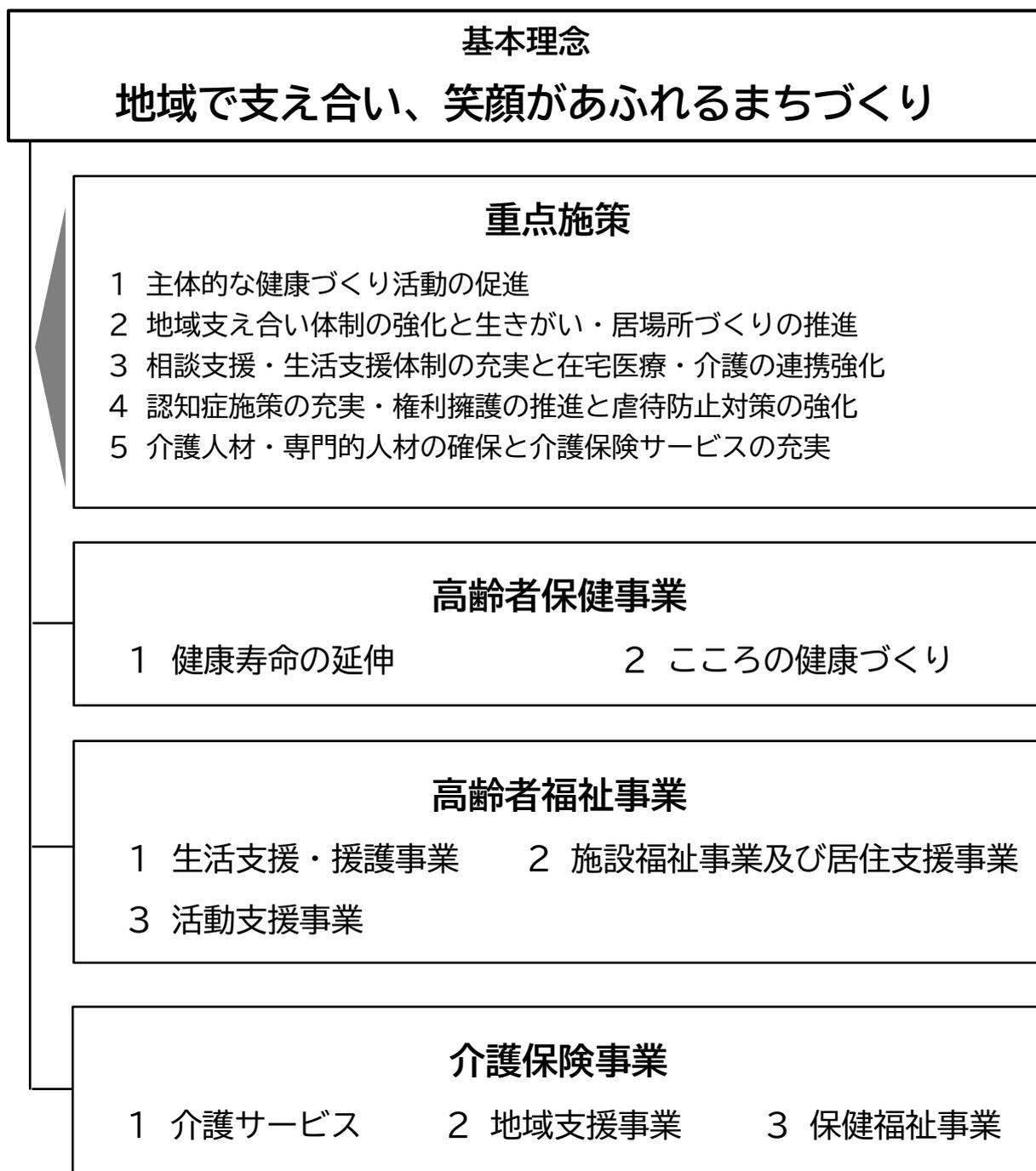
よるネットワーク構築を図り、虐待やDVの早期発見と迅速かつ適切な対応につなげます。

5 介護人材・専門的人材の確保と介護保険サービスの充実

状況に応じた適切なサービスが提供されるよう、介護サービス事業者の確保とサービスの質の向上に向けて、県や関係機関・団体と連携し、福祉に携わる人材や専門職の育成を図るとともに、本町での就職を促進します。また、福祉施設等の職員が働きやすい環境の整備を促し、職場への定着と離職防止に努めます。

第4節 施策体系

基本理念である「地域で支え合い、笑顔があふれるまちづくり」のため、高齢者保健事業、高齢者福祉事業、介護保険事業の3領域において各種事業を実施します。



第5節 日常生活圏域の設定

介護保険法による「日常生活圏域」は、高齢者が住み慣れた身近な地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の特性に応じて設定し、その圏域毎に必要な介護サービスを提供する施設の整備とそのサービス見込量等を設定することが必要となります。

第8期介護保険事業計画までの「日常生活圏域」の設定にあたっては、人口規模、交通事情、行政サービス及び介護保険サービス提供施設等の設置状況を総合的に勘案し、町全体を1つの「日常生活圏域」として設定していました。

本計画においても、同様に検討した結果、これまでの人口等の諸条件に大きな変化がないことから、町全体を1つの「日常生活圏域」として設定します。

